

# 令和2年度 第2回福崎町地域公共交通活性化協議会会議次第

日 時 令和2年7月27日(月) 14:00～

場 所 福崎町役場 2階 大会議室

## 1. 開 会

## 2. あいさつ

## 3. 協議事項

①巡回バス「サルビア号」の運行再編等について

## 4. 報告事項

①神姫バスの巡回バス(まちなか便)退出意向について

②コミュニティバス運営のための施設(車庫等)の計画について

③福崎町・姫路市連携コミュニティバス「ふくひめ号」について

## 5. そ の 他

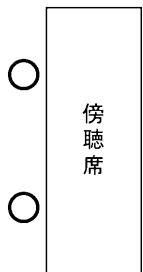
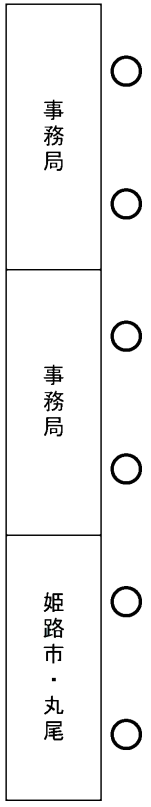
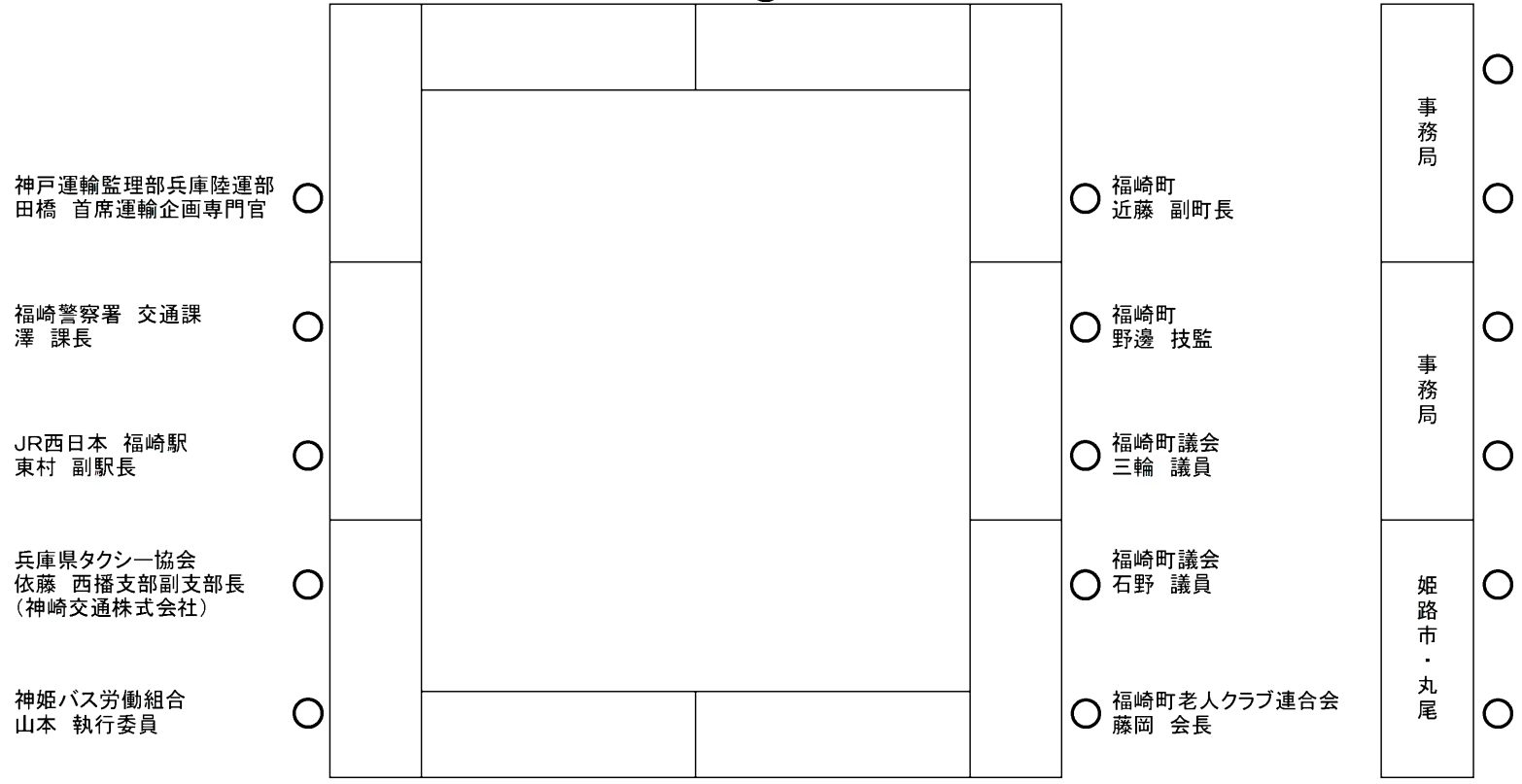
## 6. 閉 会

### 【配布資料】

- ・ 会議次第
- ・ 委員名簿
- ・ 資料1 巡回バス「サルビア号」の運行再編等について
- ・ 資料2 神姫バスの巡回バス(まちなか便)退出意向について
- ・ 資料3 コミュニティバス運営のための施設(車庫等)の計画について
- ・ 資料4 福崎町・姫路市連携コミュニティバス「ふくひめ号」について

# 座席位置表（大会議室） R2.7.27 開催分

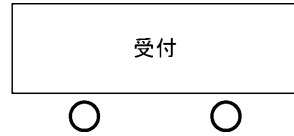
松本会長



神姫バス株式会社  
姫路営業所  
池田 所長  
(代理:竹内課長)

福崎町商工会  
谷口 会長

福崎町区長会  
吉識 副会長



出入口

# 福崎町地域公共交通活性化協議会委員名簿（順不同）

（任 期 令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）

## ■委員

（敬称略）

	区 分	役 職 等	氏 名	備 考
1	学識経験者	兵庫県立大学名誉教授	松 本 滋	学識経験者
2	各種団体	福崎町区長会 代表	吉 識 秋 光	利用者代表
3		福崎町老人クラブ連合会長	藤 岡 修	利用者代表
4		福崎町商工会長	谷 口 守 男	その他(地元企業)
5	運送事業者・ 組織団体等	JR西日本福崎駅 副駅長	東 村 善 夫	公共交通事業者
6		神姫バス株式会社 姫路営業所長	池 田 広 幸	公共交通事業者
7		公益社団法人兵庫県バス協会 専務理事	水 田 節 男	公共交通事業者
8		一般社団法人 兵庫県タクシー協会 西播支部副支部長(神崎交通株式会社)	依 藤 義 光	一般旅客運送事業者
9		神姫バス労働組合 執行委員	山 本 記 義	事業者の運転者が組織する団体
10	地方運輸局	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部 輸送部門首席運輸企画専門官	田 橋 一	地方運輸局
11	兵庫県	中播磨県民センター姫路土木事務所 所長補佐(企画調整担当)	安井誠一郎	道路管理者(県)
12	警察関係	福崎警察署 交通課長	澤 聰	公安委員会
13	福崎町議会	福崎町議会議員 (民生まちづくり常任委員会)	三 輪 一 朝	住民代表
14		福崎町議会議員 (総務文教常任委員会)	石 野 光 市	住民代表
15	福崎町	副町長	近 藤 博 之	町
16		技監	野 邊 正 彦	道路管理者(町)

## ■特別委員

	区 分	役 職 等	氏 名	備 考
1	姫路市	姫路市都市局 交通計画室 主幹	池 内 一 人	その他(ふくひめ号)

## ■オブザーバー

	区 分	役 職	氏 名	備 考
1	国	近畿地方整備局姫路河川国道事務所 道路管理第二課長	竹 内 浩 二	
2	兵庫県	兵庫県県土整備部県土企画局 交通政策課 副課長	三 宅 豊 文	

(資料1)

## 協議事項(1)

# 巡回バス「サルビア号」の運行再編等について

令和2年度 第2回福崎町地域公共活性化協議会  
令和2年7月27日(月)

## 【目次】

### 1 川東便の改編について (P3～5)

- ①JR福崎駅への乗り入れ等
- ②バス停の新設:西大貫(信号東)、田尻住宅  
※買い物バス改編と同時に説明

### 2 買い物バスの改編について (P6～17)

- ①運行日及び運行ルートの改編について  
(現行:火曜日 八千種コース 木曜日 大貫コース  
→改編後:火・木曜日両日運行(八千種コースと大貫コースの統合))
- ②バス停の新、増設・移設及び廃止
  - ・新設:2箇所 東大貫中、西大貫(信号東)
  - ・他路線分共架:3箇所 田尻住宅、八反田東、西野南(ホンマルシェ前)
  - ・移設:1箇所 中島南
  - ・廃止:4箇所 庄(小鶴池南)、西光寺北、イーストタウン、北野(神姫バス停)

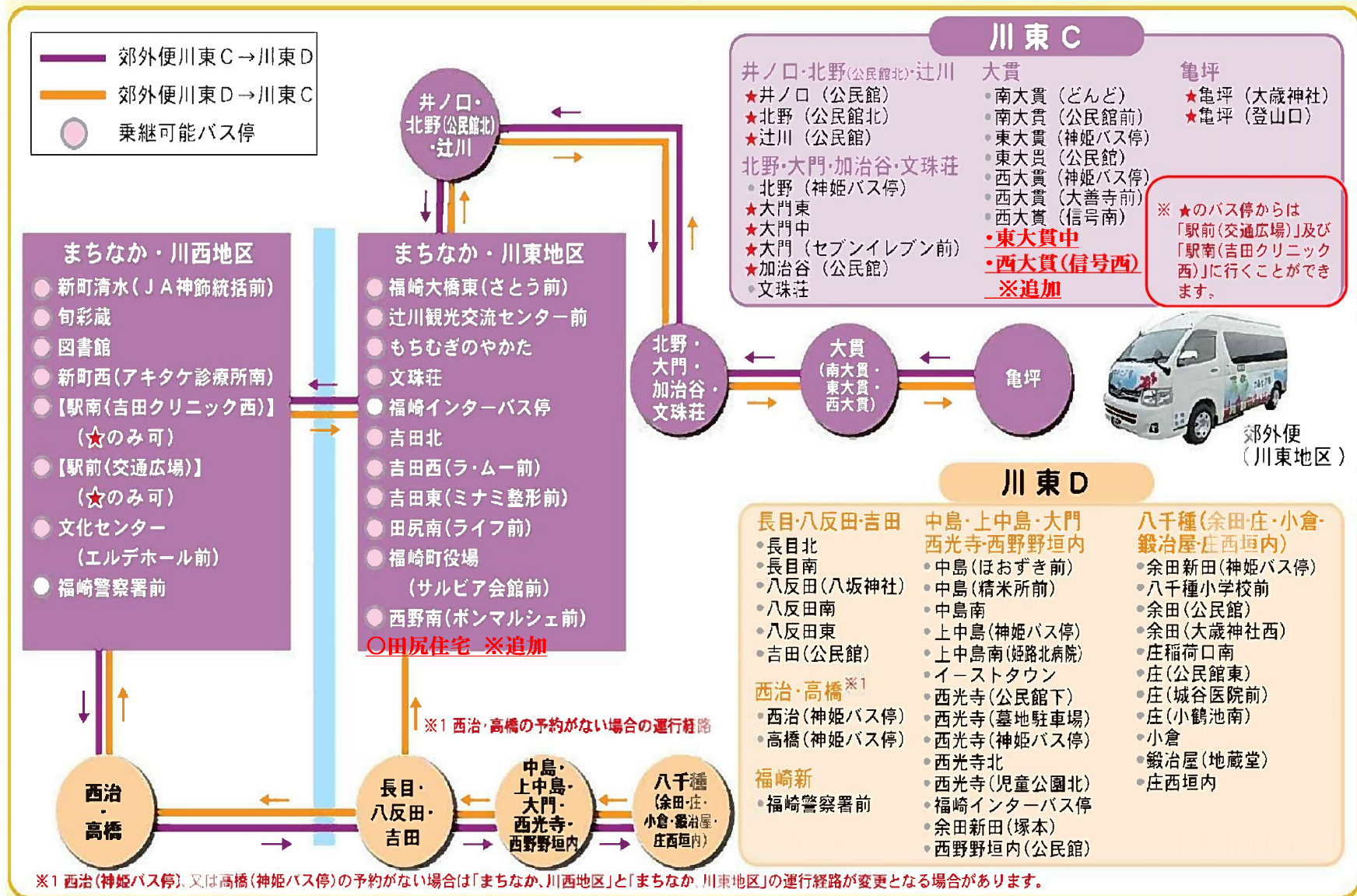
### 3 川西便の改編について (P18)

- ①バス停の移設:福田(福崎高校西)

# 1 川東便の改編について

【川東便関係】

## 【現行の川東便路線図及び追加バス停】



# 郊外便(川東地区) 時刻表

月・水・金・土曜日  
(祝日・振替休日、秋祭り(2日間)、  
年末年始(12/31~1/3)は運休)

**予約運行**  
(利用の30分前までに電話予約)

## 川東C→川東D (亀坪→余田・庄・小倉・鍛冶屋・庄西垣内)

★亀坪	8:25頃	10:26頃	13:28頃	15:31頃
大貫(南大貫・東大貫・西大貫)	8:29頃	10:30頃	13:32頃	15:35頃
北野・★大門・★加治谷・文珠荘	8:36頃	10:37頃	13:39頃	15:42頃
★井ノ口・★北野(公民館北)・★辻川	8:40頃	10:41頃	13:43頃	15:46頃
福崎大橋東(さとう前) 辻川観光交流センター前 もちむぎのやかた 文珠荘※1 福崎インターバス停 吉田北 吉田西(ラ・ムー前) 吉田東(ミナミ整形前) 田尻南(ライフ前) <b>田尻住宅※追加</b> 福崎町役場(サルビア会館前) 西野南(ボンマルシェ前)				
新町清水(JA神飾統括前) 旬彩蔵 図書館 新町西(アキタケ診療所南) 【駅南(吉田クリニック西)】(★のみ可)※2 【駅前(交通広場)】(★のみ可)※2 文化センター(エルデホール前) 福崎警察署前	8:44頃~	10:45頃~	13:47頃~	15:50頃~
西治(神姫バス停)・高橋(神姫バス停)	9:05頃	11:08頃	14:10頃	16:13頃
長目・八反田・吉田	9:08頃	11:11頃	14:13頃	16:16頃
中島・上中島・大門・西光寺・西野野垣内	9:12頃	11:15頃	14:17頃	16:20頃
余田・庄・小倉・鍛冶屋・庄西垣内	9:20頃	11:23頃	14:25頃	16:28頃

## 川東D→川東C (余田・庄・小倉・鍛冶屋・庄西垣内→亀坪)

余田・庄・小倉・鍛冶屋・庄西垣内	9:22頃	11:25頃	14:27頃	16:30頃
中島・上中島・大門・西光寺・西野野垣内	9:31頃	11:34頃	14:36頃	16:39頃
長目・八反田・吉田	9:34頃	11:37頃	14:39頃	16:42頃
西治(神姫バス停)・高橋(神姫バス停)※3	9:39頃	11:42頃	14:44頃	16:47頃
文化センター(エルデホール前) 【駅前(交通広場)】(★のみ可)※2 【駅南(吉田クリニック西)】(★のみ可)※2 新町西(アキタケ診療所南) 福崎警察署前 新町清水(JA神飾統括前) 旬彩蔵 図書館	9:42頃~	11:45頃~	14:47頃~	16:50頃~
吉田北 吉田西(ラ・ムー前) 吉田東(ミナミ整形前) 福崎インターバス停 田尻南(ライフ前) <b>田尻住宅※追加</b> 福崎町役場(サルビア会館前) 西野南(ボンマルシェ前) 福崎大橋東(さとう前) 辻川観光交流センター前 もちむぎのやかた 文珠荘※1				
★井ノ口・★北野(公民館北)・★辻川	10:01頃	12:04頃	15:06頃	17:09頃
北野・★大門・★加治谷・文珠荘	10:04頃	12:07頃	15:09頃	17:12頃
大貫(南大貫・東大貫・西大貫)	10:08頃	12:11頃	15:13頃	17:16頃
★亀坪	10:15頃	12:18頃	15:20頃	17:23頃

※1 文珠荘から「駅前(交通広場)」及び「駅南(吉田クリニック西)」には行くことができません。 ※2★のバス停からは「駅前(交通広場)」及び「駅南(吉田クリニック西)」に行くことができます。(ただし、大門地区のイーストタウンバス停は除きます)  
※3 川東D→川東Cについては、予約状況により「まちなか川西地区」と「まちなか川東地区」の運行経路が変更となる場合がありますのでご了承ください。  
巡回バス乗車中はシートベルトの着用をお願いします。

★印バス停留所のみ可→神姫バス(株)様との路線競合のあるバス停からの乗り入れは不可

## ○神姫バス(株)様との協議

### 【協議のポイント】

・郊外便(川東地区)の利用については、予約型(デマンド方式)で利用の伸び悩みがある。

・福崎町は福崎駅周辺整備を進め、何とかJR福崎駅の利用促進及び乗降者数の上昇を図りたい。

・JR福崎駅への川東便乗り入れについては、神姫バス様の路線との競合となるという視点の一方で、交通空白時間の補完や神姫バス停を交通結節ポイント(乗り換えポイント)として、活用が検討できるという考え方もあるのではないかとの提案。(ふくひめ号に関しても、同様に乗り換えポイントとして宮脇口(神姫バス停)が機能している。)



### 【神姫バス(株)様からのご回答】

・今回の乗り入れについて実験的な検証として捉え、各々の乗降状況などを検証(町からは川東便データを提供)することを条件に福崎駅への乗り入れを承諾いただける旨の回答有り。(神姫バス(株)様からの補足説明あり)



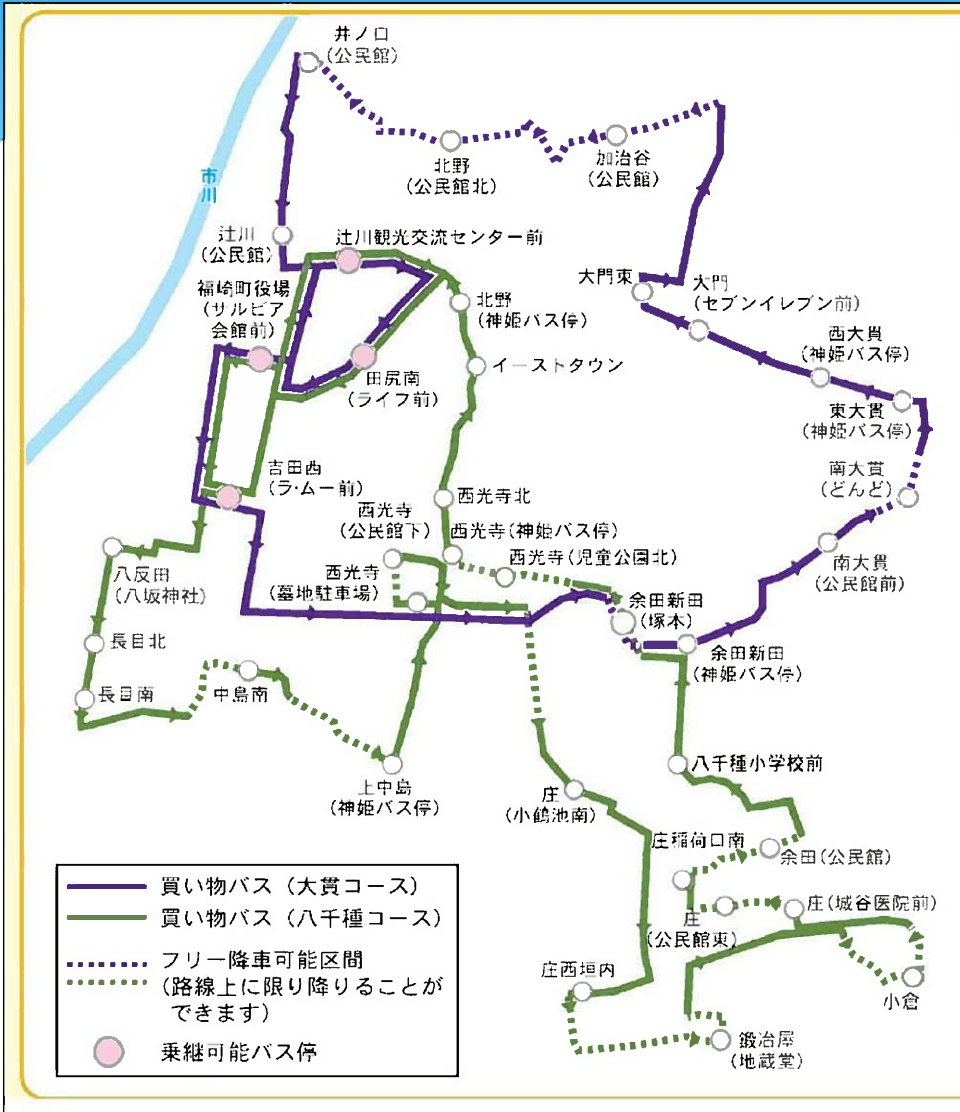
### 【実施】

・令和2年10月1日からサルビア号郊外便(川東地区)のJR福崎駅への乗入開始



## 2 買い物バスの改編について

(現行の買い物バス運行ルート)



## 【買い物バス導入の背景及び経緯】

(導入背景)

①郊外便(川東地区)については、電話予約が必要なデマンド方式であるため予約不要の定時定路線型の運行をとる要望があるが、川西地区に比べ集落が広がっているため、路線型の運行は困難な地区

②火曜日、木曜日の市川連携便運行日の車両の有効活用を図ることと、路線型のニーズ把握も含めて平成30年度導入



(改編経緯)

○H30. 10. 1~R1. 9. 30まで火曜日 大貫コース、木曜日 八千種コース  
→R1. 10. 1~現行形態

※曜日入替及びフリー降車の導入

# 買い物バス 時刻表

**火・木曜日**  
 祝日・振替休日、  
 年末年始(12/31~1/3)は運休

電話予約の必要  
 はありません

## 八千種コース 火曜日のみ運行

吉田西(ラ・ムー前)	8:35	9:20	福崎町役場(サルビア会館前)	10:45	15:40
八反田(八坂神社)	8:36	9:21	辻川観光交流センター前	10:47	15:42
長目北	8:37	9:22	田尻南(ライフ前)	10:49	15:44
長目南	8:37	9:22	吉田西(ラ・ムー前)	10:53	15:48
中島南	8:39	9:24	八反田(八坂神社)	10:54	15:49
上中島(神姫バス停)	8:40	9:25	長目北	10:55	15:50
西光寺(墓地駐車場)	8:42	9:27	長目南	10:55	15:50
西光寺(公民館下)	8:43	9:28	中島南	10:57	15:52
庄(小鶴池南)	8:47	9:32	上中島(神姫バス停)	10:58	15:53
庄西垣内	8:49	9:34	西光寺(墓地駐車場)	11:00	15:55
鍛冶屋(地藏堂)	8:50	9:35	西光寺(公民館下)	11:01	15:56
小倉	8:54	9:39	庄(小鶴池南)	11:05	16:00
庄(城谷医院前)	8:55	9:40	庄西垣内	11:07	16:02
庄(公民館東)	8:56	9:41	鍛冶屋(地藏堂)	11:08	16:03
庄稲荷口南	8:57	9:42	小倉	11:12	16:07
余田(公民館)	8:58	9:43	庄(城谷医院前)	11:13	16:08
八千種小学校前	9:00	9:45	庄(公民館東)	11:14	16:09
余田新田(塚本)	9:01	9:46	庄稲荷口南	11:15	16:10
西光寺(児童公園北)	9:04	9:49	余田(公民館)	11:16	16:11
西光寺(神姫バス停)	9:05	9:50	八千種小学校前	11:18	16:13
西光寺北	9:05	9:50	余田新田(塚本)	11:19	16:14
イースタウン	9:06	9:51	西光寺(児童公園北)	11:22	16:17
北野(神姫バス停)	9:06	9:51	西光寺(神姫バス停)	11:23	16:18
田尻南(ライフ前)	9:08	9:53	西光寺北	11:23	16:18
福崎町役場(サルビア会館前)	9:10	9:55	イースタウン	11:24	16:19
吉田西(ラ・ムー前)	9:13	9:58	北野(神姫バス停)	11:24	16:19
			田尻南(ライフ前)	11:26	16:21
			福崎町役場(サルビア会館前)	11:28	16:23
			吉田西(ラ・ムー前)	11:31	16:26

※火曜日は、市川町連携コミュニティバスに乗り継いでせせらぎの湯方面に行って買い物バスで帰ることができます。

## 大貫コース 木曜日のみ運行

吉田西(ラ・ムー前)	8:40	9:15	福崎町役場(サルビア会館前)	10:55	15:40
余田新田(塚本)	8:44	9:19	辻川観光交流センター前	10:57	15:42
余田新田(神姫バス停)	8:45	9:20	田尻南(ライフ前)	10:59	15:44
南大貫(公民館前)	8:46	9:21	吉田西(ラ・ムー前)	11:03	15:48
南大貫(どんど)	8:47	9:22	余田新田(塚本)	11:07	15:52
東大貫(神姫バス停)	8:49	9:24	余田新田(神姫バス停)	11:08	15:53
西大貫(神姫バス停)	8:49	9:24	南大貫(公民館前)	11:09	15:54
大門(セブンイレブン前)	8:50	9:25	南大貫(どんど)	11:10	15:55
大門東	8:51	9:26	東大貫(神姫バス停)	11:12	15:57
加治谷(公民館)	8:54	9:29	西大貫(神姫バス停)	11:12	15:57
北野(公民館北)	8:55	9:30	大門(セブンイレブン前)	11:13	15:58
井ノ口(公民館)	8:56	9:31	大門東	11:14	15:59
辻川(公民館)	8:58	9:33	加治谷(公民館)	11:17	16:02
辻川観光交流センター前	8:59	9:34	北野(公民館北)	11:18	16:03
田尻南(ライフ前)	9:01	9:36	井ノ口(公民館)	11:19	16:04
福崎町役場(サルビア会館前)	9:03	9:38	辻川(公民館)	11:21	16:06
吉田西(ラ・ムー前)	9:06	9:41	辻川観光交流センター前	11:22	16:07
			田尻南(ライフ前)	11:24	16:09
			福崎町役場(サルビア会館前)	11:26	16:11
			吉田西(ラ・ムー前)	11:29	16:14



買い物バス  
 川東(サルビア号)

八千種コースは火曜日のみ利用できます  
 大貫コースは木曜日のみ利用できます

※一部の区間では運転手に声をかけて降りることができます



※利用の伸び悩みが見られる。特に大貫コースが顕著

## 【地区・利用者の意見を受けた改編の考え方】

【買い物バス関係】

(地区説明会などでの意見・要望)

○利用可能な日が1日(火曜又は木曜)だけでは少ない。

移動販売車(ふくふく丸)が回ってくる日と違う日に運行を検討して欲しい。

○城谷医院へ行くことができれば利用を検討したい。

○乗車時間が短ければ利用を検討したい。

○違う目的地にも行きたい。(例:ボンマルシェ、ナンバホームセンター、クリニック等)



【上記の意見・要望を受けた改編の考え方】

①八千種コースと大貫コースを統合し、各地区利用を火・木曜日の2日間に改編

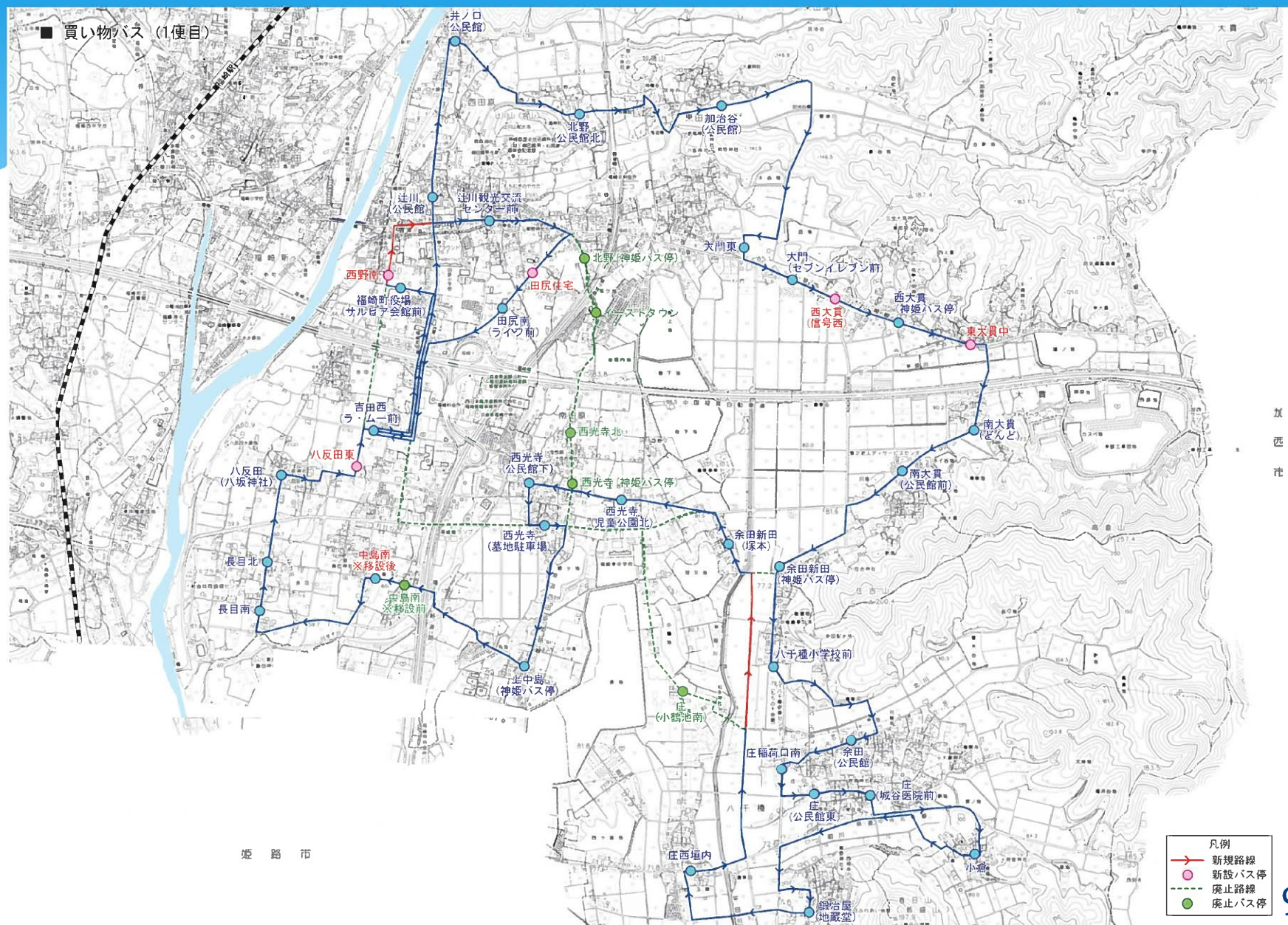
②1便目を半時計回りから時計回りに変更し、大貫方面から城谷医院の利用が可能に

③運行ルートの一部改編するとともに、希望があった目的地のバス停を追加

※併せて一部のバス停を買い物バスのバス停から廃止

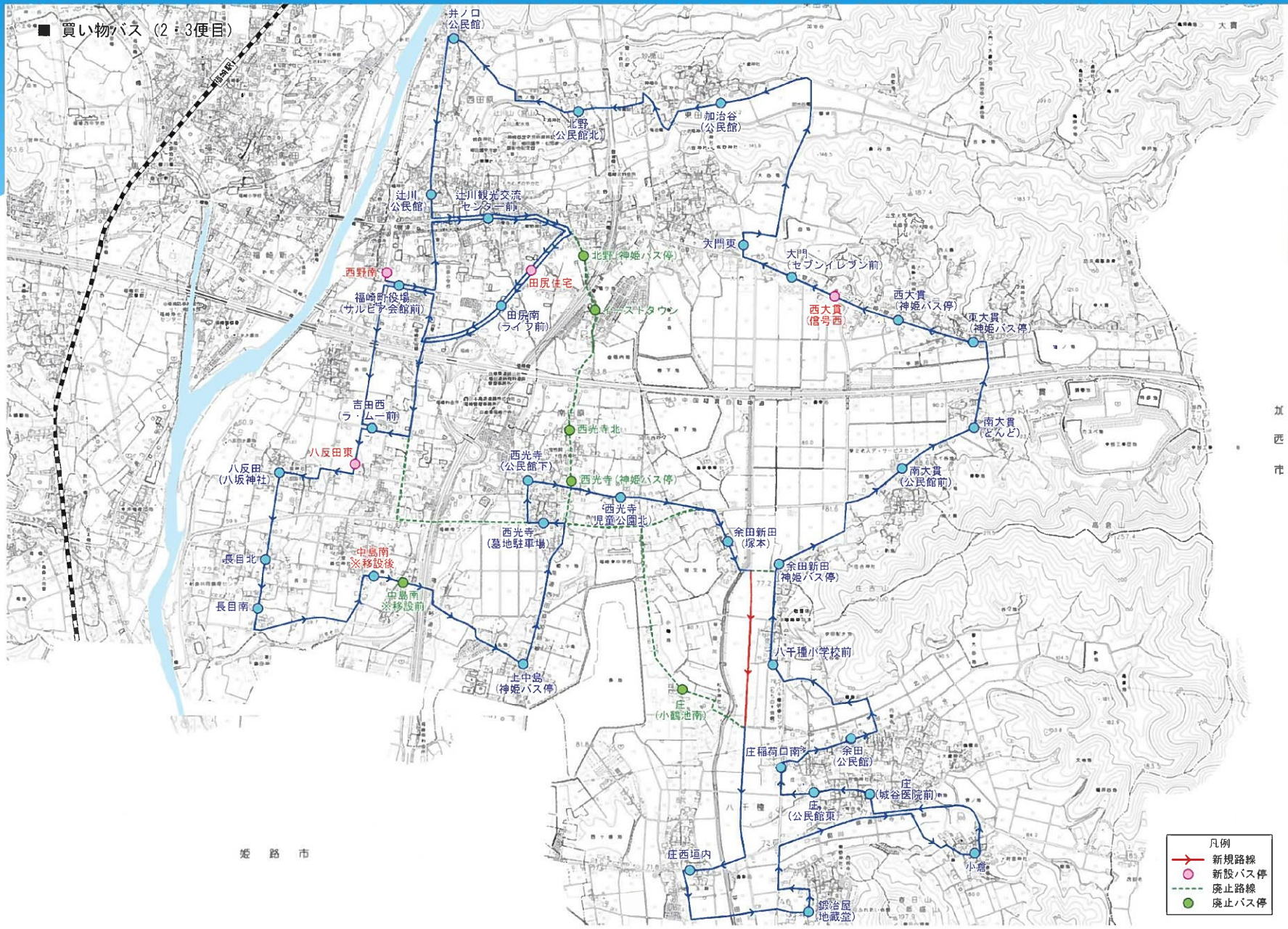
# (改編運行ルート案) 1便目

【買い物バス関係】



# (改編運行ルート案) 2便目・3便目

## 【買い物バス関係】



加  
西  
市

姫 路 市

- 凡例
- 新規路線
- 新設バス停
- - - 廃止路線
- 廃止バス停

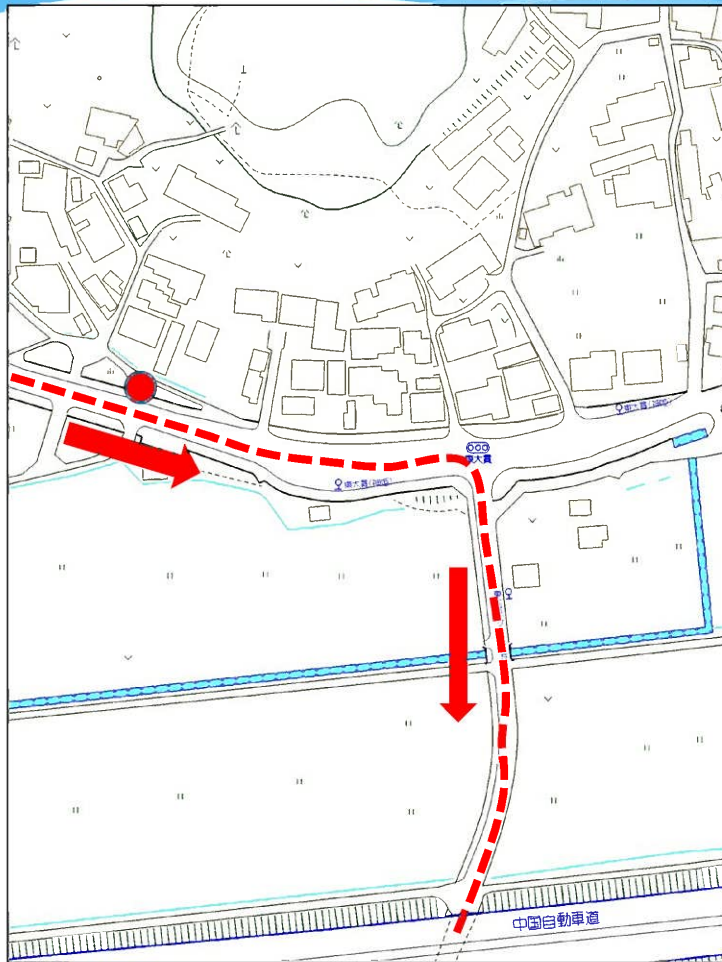
# (買い物バス時刻表改編案)

# 【買い物バス関係】

吉田西(ラ・ムー前)	8:31
辻川(公民館)	8:34
井ノ口(公民館)	8:36
北野(公民館北)	8:37
加治谷(公民館)	8:38
大門東	8:40
大門(セブンイレブン前)	8:41
(新)西大貫(信号西)	8:41
西大貫(神姫バス停)	8:42
(新)東大貫中	8:42
南大貫(どんど)	8:44
南大貫(公民館前)	8:45
余田新田(神姫バス停)	8:46
八千種小学校前	8:47
余田(公民館)	8:49
庄稻荷口南	8:50
庄(公民館東)	8:51
庄(城谷医院前)	8:52
小倉	8:54
鍛冶屋(地蔵堂)	8:57
庄西垣内	8:59
余田新田(塚本)	9:02
西光寺(児童公園北)	9:04
西光寺(神姫バス停)	9:04
西光寺(公民館下)	9:05
西光寺(墓地駐車場)	9:06
上中島(神姫バス停)	9:08
中島南一※移設	9:10
長目南	9:12
長目北	9:12
八反田(八坂神社)	9:13
(新)八反田東	9:14
吉田西(ラ・ムー前)	9:15
福崎町役場(サルビア会館前)	9:18
(新)西野南(ボンマルシェ前)	9:19
辻川観光交流センター前	9:21
(新)田尻住宅	9:23
田尻南(ライフ前)	9:23
吉田西	9:26

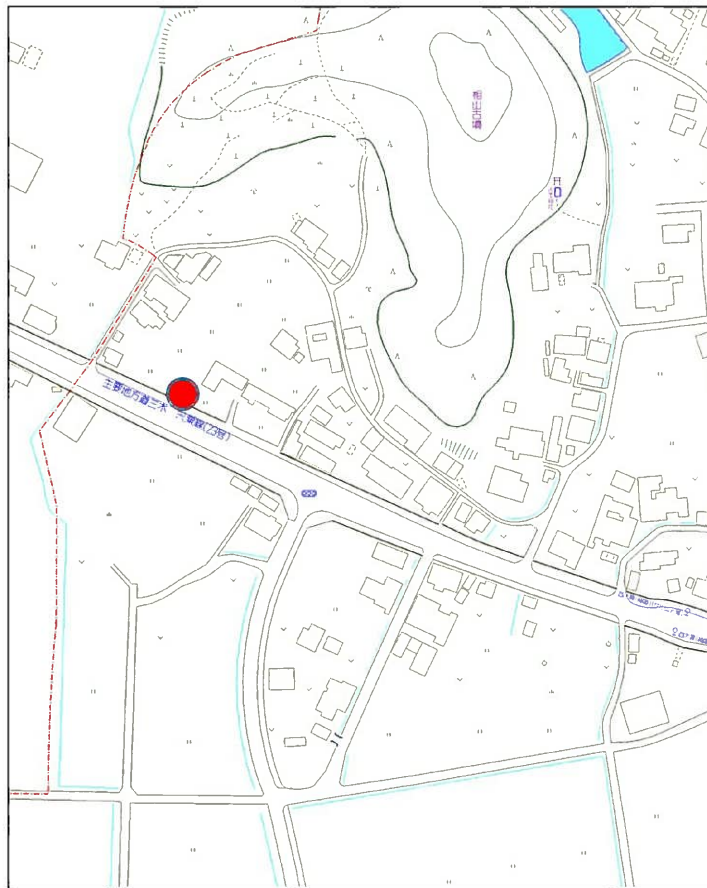
(新)西野南(ボンマルシェ前)	10:35	15:40
福崎町役場(サルビア会館前)	10:36	15:41
辻川観光交流センター前	10:38	15:43
(新)田尻住宅	10:40	15:45
田尻南(ライフ前)	10:40	15:45
吉田西(ラ・ムー前)	10:43	15:48
(新)八反田東	10:44	15:49
八反田(八坂神社)	10:45	15:50
長目北	10:46	15:51
長目南	10:46	15:51
中島南一※移設	10:48	15:53
上中島(神姫バス停)	10:50	15:55
西光寺(墓地駐車場)	10:52	15:57
西光寺(公民館下)	10:53	15:58
西光寺(神姫バス停)	10:54	15:59
西光寺(児童公園北)	10:54	15:59
余田新田(塚本)	10:55	16:00
庄西垣内	10:58	16:03
鍛冶屋(地蔵堂)	11:00	16:05
小倉	11:03	16:08
庄(城谷医院前)	11:05	16:10
庄(公民館東)	11:06	16:11
庄稻荷口南	11:07	16:12
余田(公民館)	11:08	16:13
八千種小学校前	11:10	16:15
余田新田(神姫バス停)	11:11	16:16
南大貫(公民館前)	11:12	16:17
南大貫(どんど)	11:13	16:18
東大貫(神姫バス停)	11:15	16:20
西大貫(神姫バス停)	11:15	16:20
(新)西大貫(信号西)	11:16	16:21
大門(セブンイレブン前)	11:16	16:21
大門東	11:17	16:22
加治谷(公民館)	11:20	16:25
北野(公民館北)	11:21	16:26
井ノ口(公民館)	11:22	16:27
辻川(公民館)	11:24	16:29
辻川観光交流センター前	11:25	16:30
(新)田尻住宅	11:27	16:32
田尻南(ライフ前)	11:27	16:32
福崎町役場(サルビア会館前)	11:29	16:34
吉田西(ラ・ムー前)	11:32	16:37

114 東大貫中  
(福崎町大貫1827-6)



※北側については、買い物バス運行ルート上に東大貫(神姫バス停)がないため新設

115 西大貫(信号東)  
(福崎町大貫)





【買い物バス バス停の増設(案)】 ※他路線バス停に共架

【買い物バス関係】

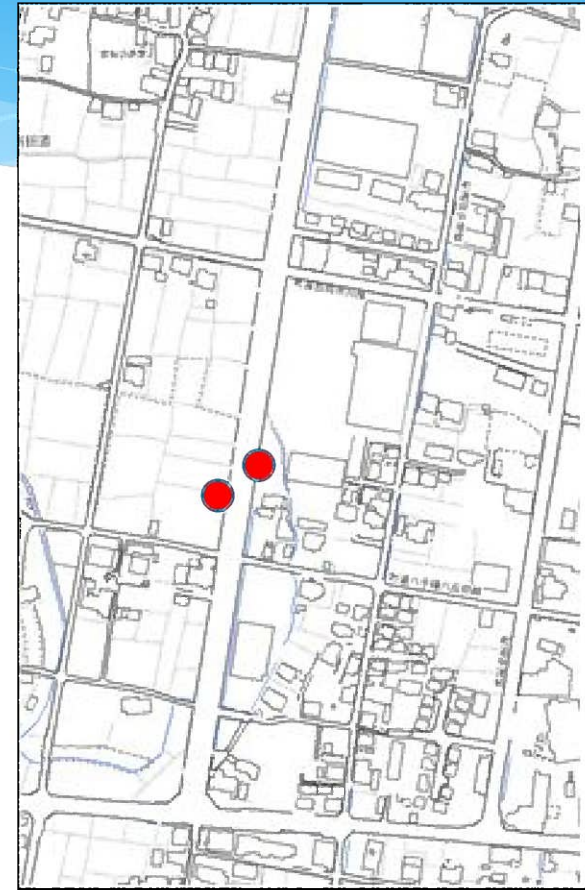
13 田尻住宅



22 西野南(ボンマルシェ前)



104 八反田東



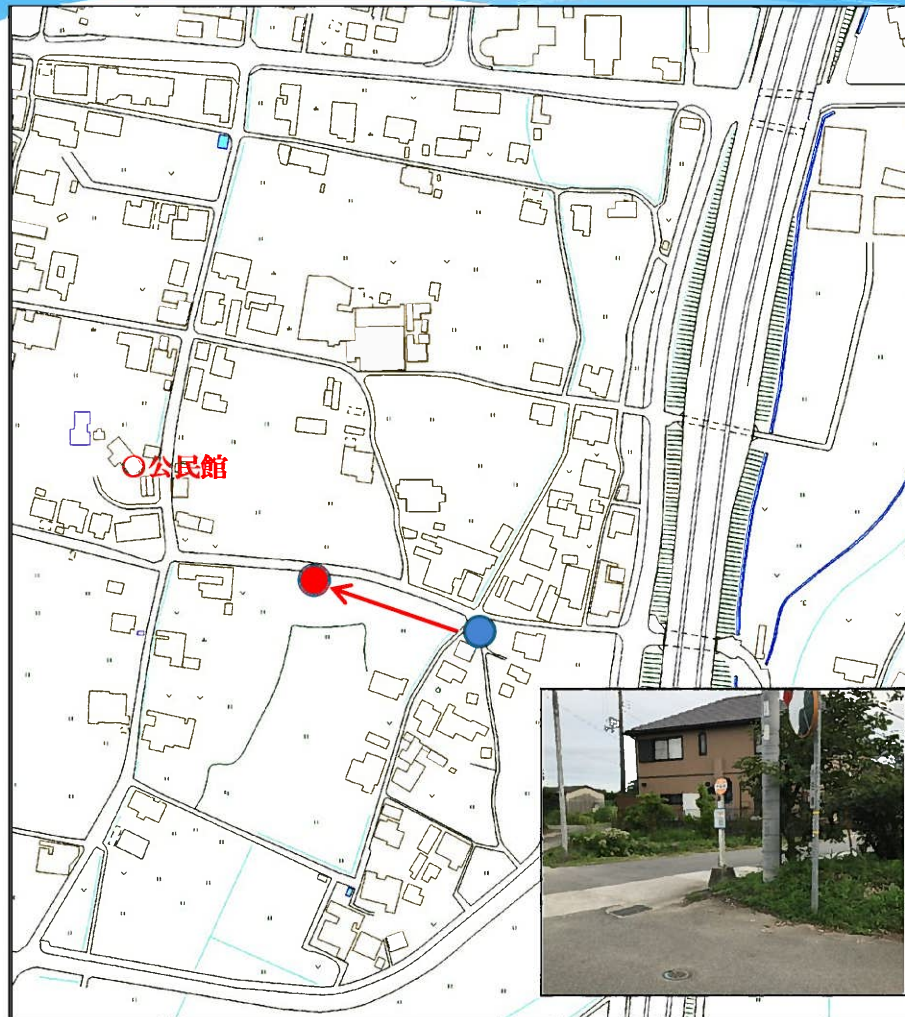
※買い物や診察などの要望が多いバス停に買い物バス時刻表を共架

## 【買い物バス バス停の移設(案)】

【買い物バス関係】

※バス停の位置が分かりにくいとの意見→公民館に近い西側へ移転

### 71 中島南バス停の移転

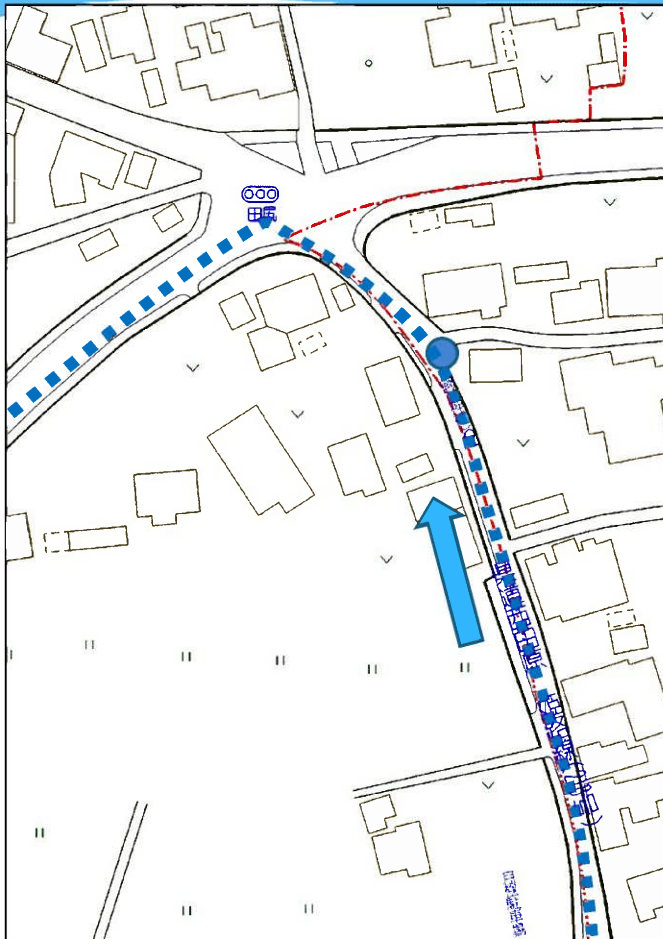


# 【買い物バス バス停の廃止(案)】

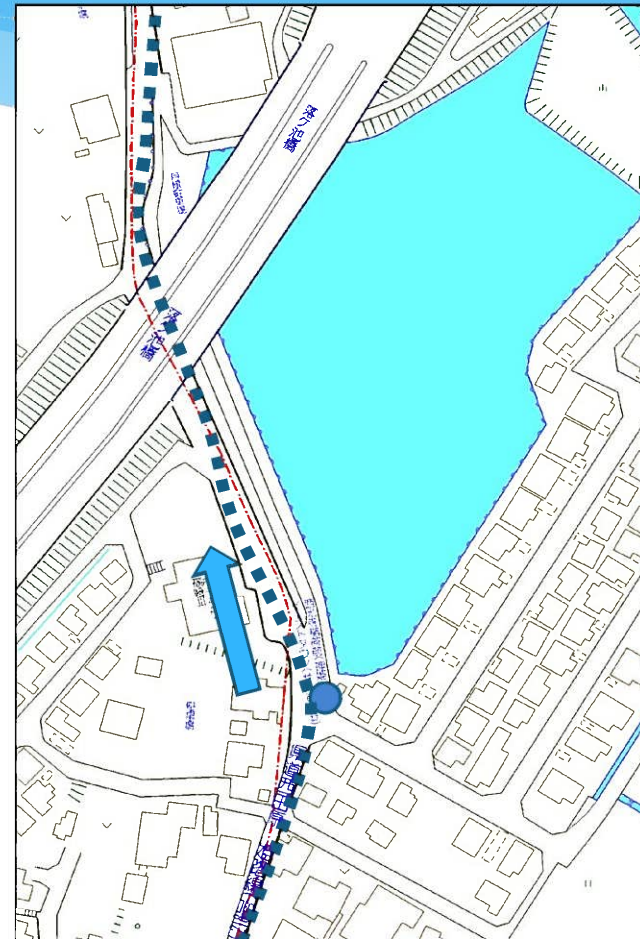
# 【買い物バス関係】

※買い物バス運行ルート変更に伴う廃止

## 62 北野(神姫バス停)



## 74 イースタウン

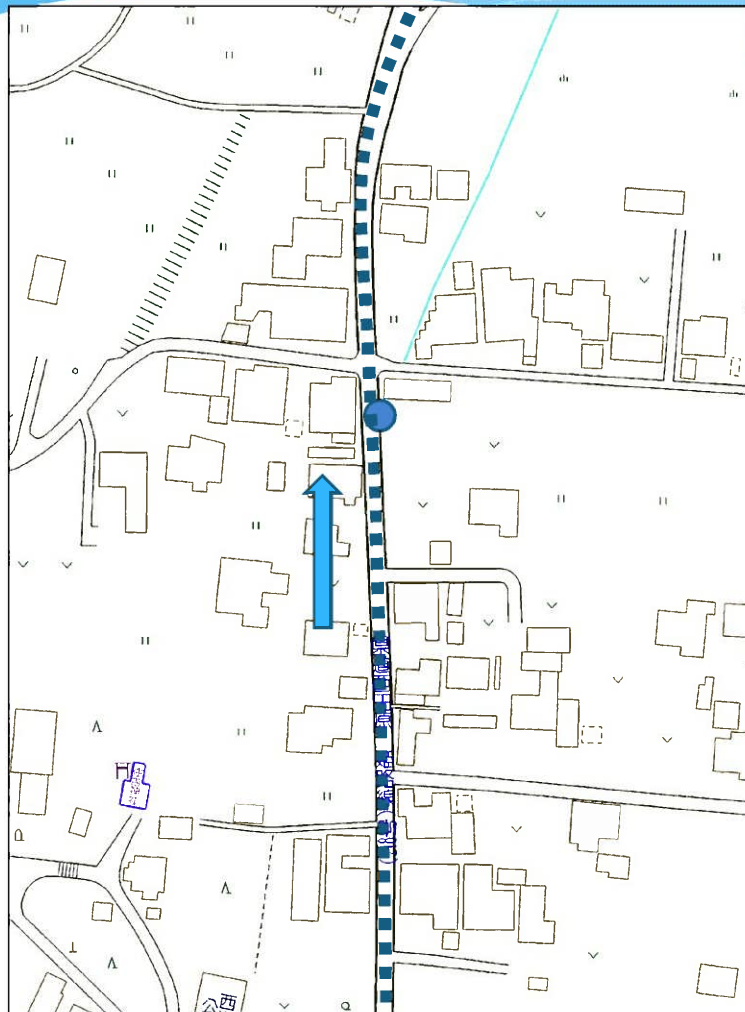


【買い物バス バス停の廃止(案)】

【買い物バス関係】

※買い物バス運行ルート変更に伴う廃止

78 西光寺北



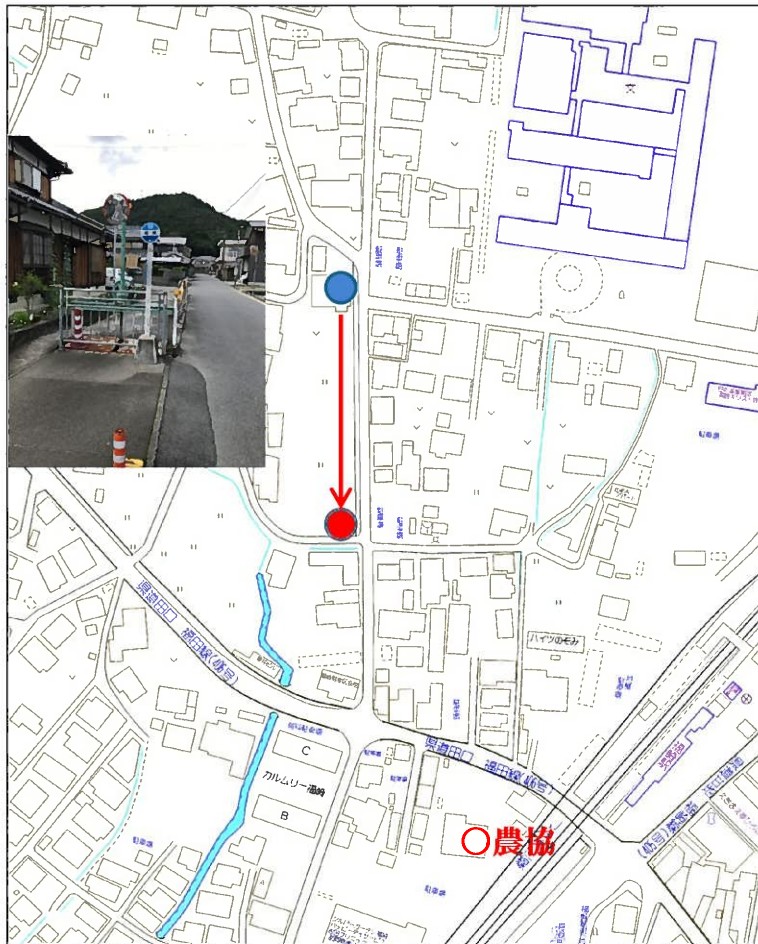
88 庄(小鶴池南)




### 3 川西便の改編について

※兵庫西農業協同組合前にバス停留所をとの要望あり  
→踏切及び交差点に近いこと等により不可

[改編案→福田(福崎高校西)バス停を南側に移設]



- 
- \* ご清聴ありがとうございました。
  - \* ご審議をよろしく申し上げます。

令和2年7月7日

福崎町 御中

神姫バス株式会社



福崎町コミバス『サルビア号・まちなか便』の退出意向について

拝啓 小暑の候、貴町ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社は平成11年から町内巡回バス『サルビア号』を運行開始し、平成24年から『まちなか便』は当社が担当し、『郊外便』は新たに神崎交通株式会社が担当することで、互いに連携しながら町民の生活交通バスとして安全に運行して参りました。

然しながら、少子高齢化の進展に伴う全国的な労働人口の不足が顕著になる中、労働集約型産業であるバス事業者を取り巻く状況は厳しく、大型2種免許保有者数も年々減少しており、雇用枠を拡大して積極的な採用活動に努めておりますが、十分に運転士を確保するまでに至っておりません。

こうした状況の中、地域の皆様の日常生活の基盤である一般路線バス（一般乗合旅客自動車運送事業）は、予め国土交通省に届け出た運行計画に基づいて運行しており、欠車を発生させてはならないため、運転士の不足分は在職の運転士の休日出勤により補っております。また、多数のお客様の人命を預かる職業であるバス運転士は、お客様の安全を確保するとともに運転士の労働条件の改善を図るため、厚生労働省が定める告示『自動車運転者の労働時間等の改善のための基準』に則り乗務しておりますが、現状のままでは法令の順守が困難な状況であります。

つきましては、当社が貴町から委託されております『サルビア号・まちなか便』の運行について、福崎町に事業所を置き、これまで『サルビア号・郊外便』のご担当として共同運行されている神崎交通株式会社様に運行頂きたく、ご提案申し上げます。

何卒、ご検討賜りますよう、宜しく願いいたします。

敬具

コミュニティバス運営のための施設（車庫等）の計画について

コミュニティバスの用に供する施設に係る開発許可制度上の取扱い（国・県通知）

地域公共交通会議等の議を経て地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するものとして運行するコミュニティバスの用に供する施設については、都市計画法施行令第21条第26号に該当するものとして取り扱う。（適用日：平成31年4月1日）

【参考】

都市計画法第29条第1項（抜粋）

都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

三 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

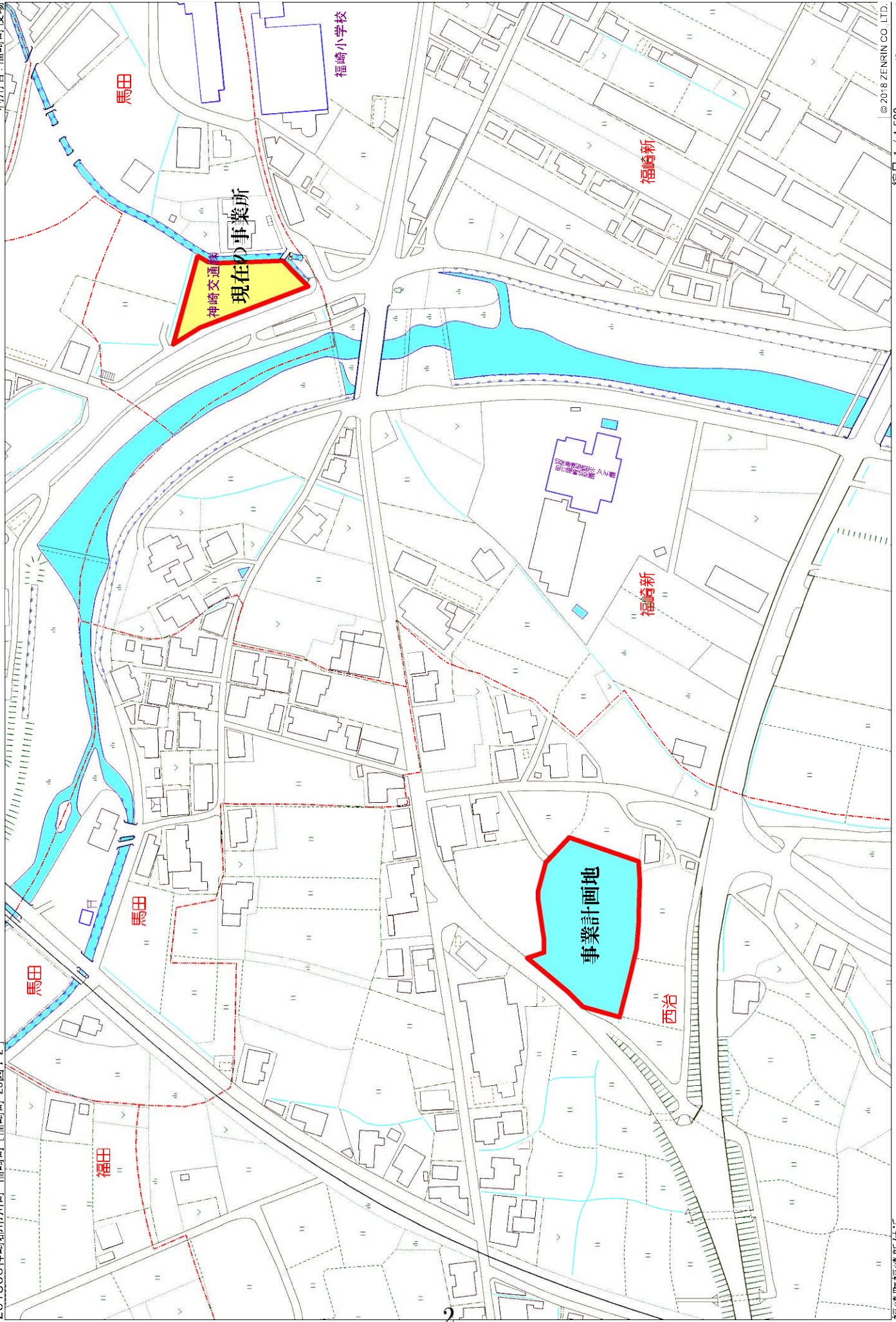
都市計画法施行令第21条（抜粋）

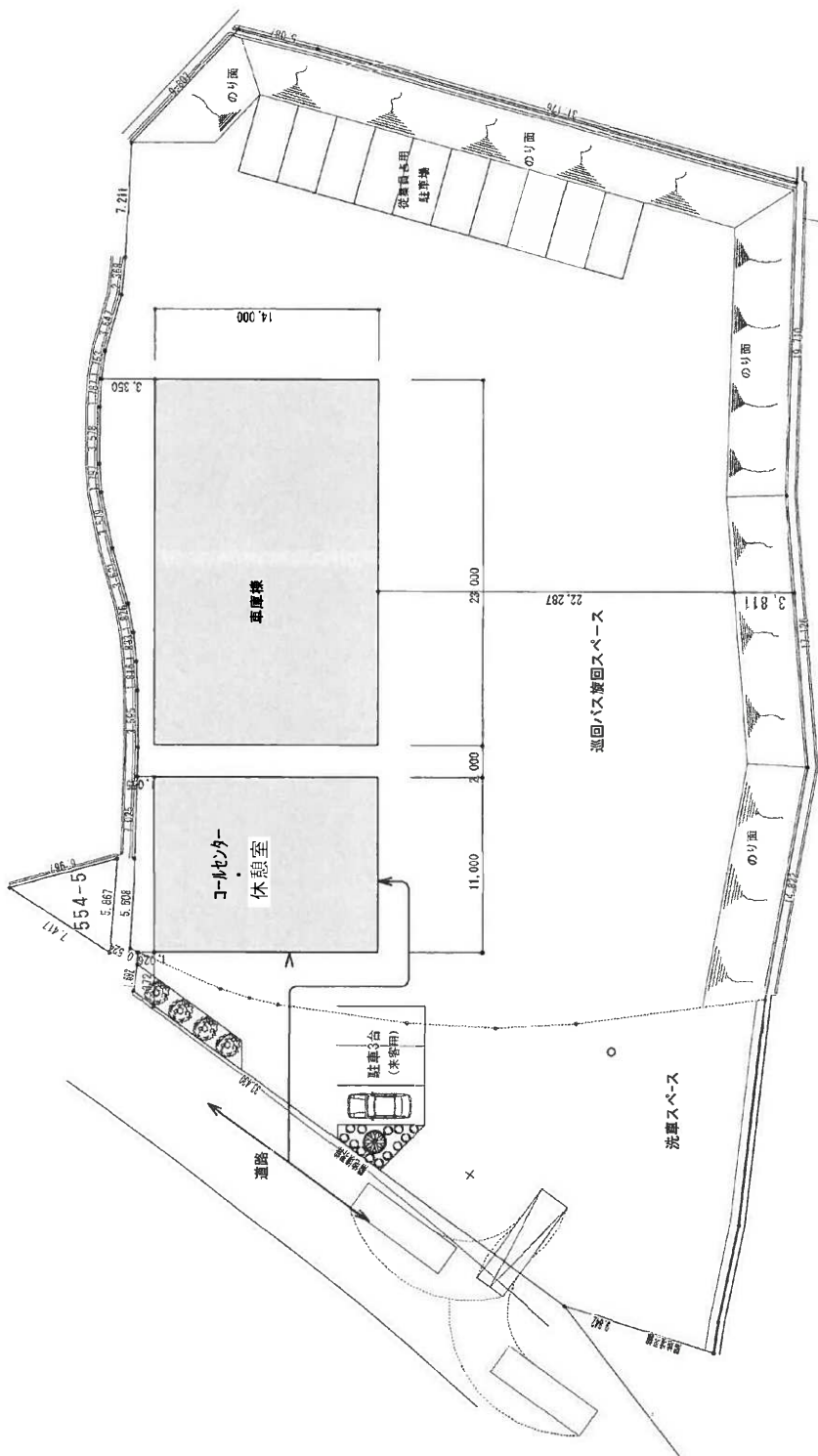
法第29条第1項第3号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

二十六 市町村が直接その事務又は事業の用に供する建築物

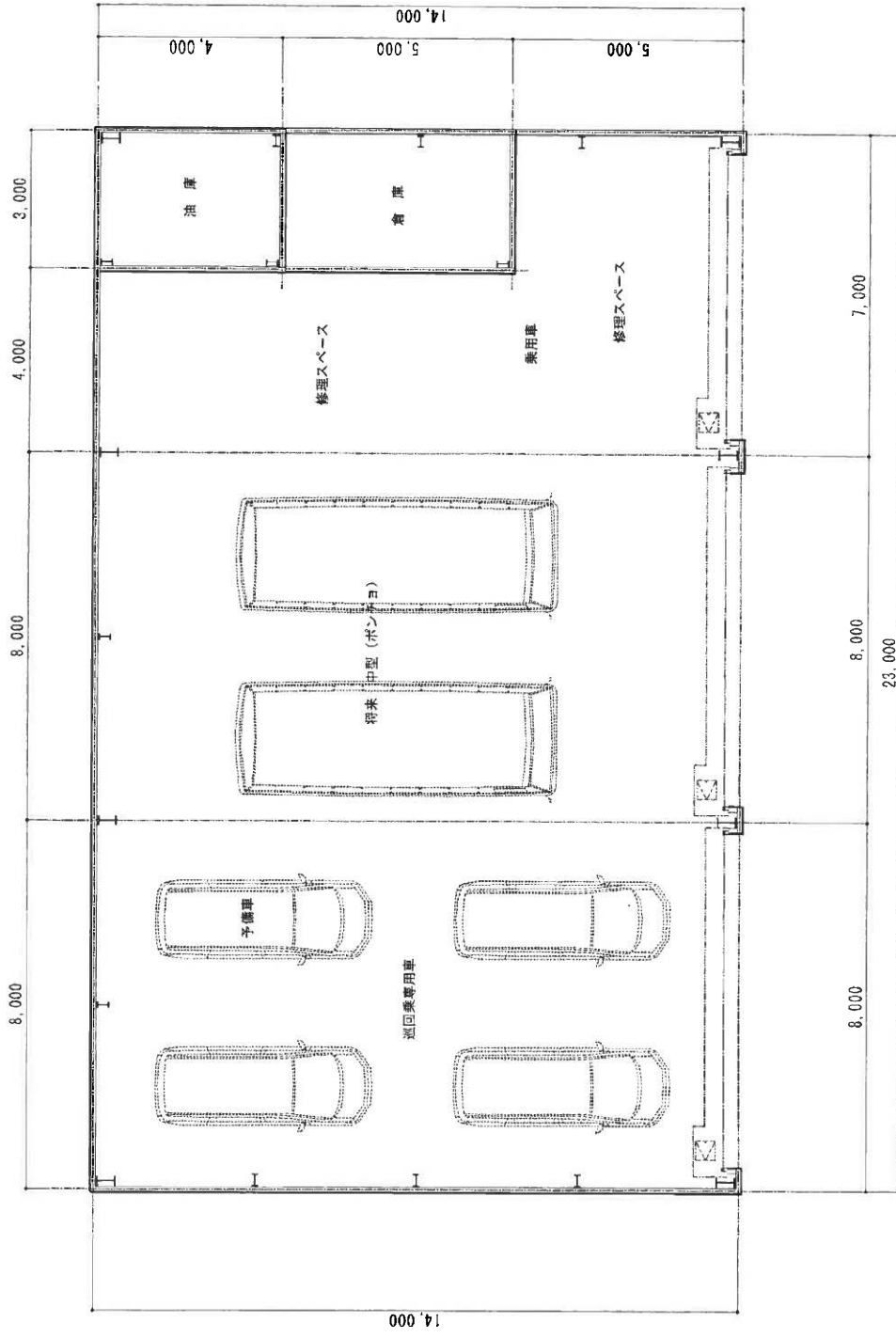
「開発行為」とは、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう







配置図 S=1:300



車庫 平面図 S=1:100

■ 今年度実施する各種調査の概要

		バス利用者アンケート調査	企業アンケート調査	住民アンケート調査
調査目的		ふくひめ号利用者に対して、バス利用状況及びバス利用者の意向等を調査し、現状を把握	福崎工業団地の企業に対して、ふくひめ号の利用状況等を調査し、現状を把握	ふくひめ号運行ルートの変更やバス停の新設により、新たなバス沿線に該当する地区の全世帯に対して、利用状況等を調査し、現状を把握
調査日時	調査日(予定)	令和2年10月の平日1日	令和2年10月	令和2年10月
	調査時間	始発～終着までの全便(概ね7時～20時)	—	—
調査対象		ふくひめ号を利用されるすべての方	福崎工業団地の企業33社	【福崎町】中島・吉田・西治(北ノ岡)【約470世帯】 【姫路市】溝口ニュータウン・中寺・八幡・宮脇・御立・三又地区【約920世帯】
調査方法		調査員がバス車両に乗り込み、当該バス利用者に対してヒアリング(場合によっては記述してもらう)	電子メール等を活用して、各企業の総務担当にアンケート調査票を配布し、調査を実施(令和元年度に回答いただいた企業に関しては、必要最低限の内容を調査[下記])	【福崎町】アンケート調査票を区長文書配布時に合わせて配布し、郵送により回収 【姫路市】アンケート調査票を自治会より配布・回収
調査項目		<ul style="list-style-type: none"> <li>➢利用目的及び目的地</li> <li>➢乗車・降車バス停</li> <li>➢バス端末交通手段</li> <li>➢利用頻度</li> <li>➢支払方法</li> <li>➢他の鉄道・バスへの乗換状況</li> <li>➢往復利用状況</li> <li>➢満足度</li> <li>➢利用時の利点・問題点</li> <li>➢以前の交通手段</li> <li>➢バスを廃止した場合の移動手段</li> <li>➢行けたらよいと思う施設</li> <li>➢支払可能料金(本格運行の場合)</li> <li>➢外出頻度の変化</li> <li>➢今後の利用意向(本格運行の場合)</li> <li>➢個人属性</li> <li>➢意見・要望</li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>(全員が回答)</li> <li>➢企業の概要(企業名、従業員数など)</li> <li>➢従業員の当該バス利用人数の変化</li> <li>➢満足度</li> <li>➢障がい者の雇用状況</li> <li>➢求人状況</li> <li>➢意見・要望</li> </ul> (令和元年度調査で未回答であった企業のみ回答) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢勤務形態</li> <li>➢従業員の居住地別通勤手段</li> <li>➢通勤手当の状況</li> <li>➢送迎バス運行の有無</li> <li>➢駐車場の利用・整備状況及び拡張意向</li> <li>➢ふくひめ号利用意向(従業員・来客)</li> <li>➢エコ通勤優良事業所認証制度登録意向</li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>(全員が回答)</li> <li>➢ふくひめ号認知の有無</li> <li>➢ふくひめ号利用の有無</li> <li>➢本格運行に対する賛否</li> <li>➢個人属性</li> <li>➢意見・要望</li> </ul> (利用者のみ回答) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢利用目的及び目的地</li> <li>➢乗車・降車バス停</li> <li>➢利用頻度</li> <li>➢支払方法</li> <li>➢他の鉄道・バスへの乗換状況</li> <li>➢往復利用状況</li> <li>➢満足度</li> <li>➢利用時の利点・問題点</li> <li>➢以前の交通手段</li> <li>➢バスを廃止した場合の移動手段</li> <li>➢行けたらよいと思う施設</li> <li>➢支払可能料金(本格運行の場合)</li> <li>➢外出頻度の変化</li> </ul> (非利用者のみ回答) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢現在の移動手段</li> <li>➢利用しない理由</li> <li>➢バス利用時の行動プラン</li> <li>➢今後の利用意向(本格運行の場合)</li> </ul> など

(抜粋)

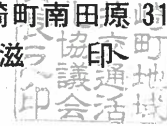
【資料4】②

様式第1-6 (日本産業規格A列4番)

福まち第14194号  
令和2年7月3日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	福崎町地域公共交通活性化協議会
住 所	兵庫県神崎郡福崎町南田原3116-1
代表者氏名	会長 松 本 滋



地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

<b>生活交通確保維持改善計画の名称</b>
福崎町・姫路市地域内フィーダー系統確保維持計画
<b>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</b>
<p>本町及び姫路市では、平成27年度より地域創生にかかる広域連携の制度である「連携中枢都市圏構想」に取り組んでいる。その取り組みの一環として圏域住民の生活関連機能サービスを向上させるため地域公共交通の維持確保に向けた取り組みを行っており、本町及び姫路市が行政の垣根を越えて連携し、公共交通空白地域・不便地域での移動困難者のニーズに対応するため、地元自治会や企業とも協力し、買い物や通院、通勤、雇用・就業支援などの課題を解決し、持続可能な移動の仕組みを構築する必要がある。</p> <p>姫路市香寺町中寺地区は近くに公共交通機関がない交通空白地域である。また、当該地区は高齢化も急速に進み今後免許返納者が増えることも予想される。また当該地区に隣接する福崎町工業団地への通勤の足の確保・自動車から公共交通機関への転換やJRからの2次交通の確保及び障がい者の雇用確保についても重要な課題である。このため、地域公共交通確保維持事業により、福崎町・姫路市連携コミュニティバス（ふくひめ号）路線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続に加え、地域の価値向上などをおこなっていくことが必要である。</p>
<b>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</b>
<b>(1) 事業の目標</b>
福崎町・姫路市連携コミュニティバス（ふくひめ号）の利用者数を48人/日以上とする。 （参考：福崎町地域公共交通網形成計画 P79 参照）
<b>(2) 事業の効果</b>
ふくひめ号路線を維持することにより、姫路市内の交通不便地の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保されるとともに福崎町内の公共交通の活性化に資する。また、広域的な幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながるとともに、JRからの2次交通を確保することで雇用の確保や障がい者の就業支援にも繋がる。
<b>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福崎町・姫路市に加え地域住民、工業団地協議会及び自立支援協議会との連携を通じた継続的な協議会の開催及び利用促進。</li> <li>・ 時刻表の作成及び対象地区及び企業全戸配布</li> <li>・ 地元住民による乗り方教室の開催及び実車体験（MM）</li> <li>・ 企業と自立支援協議会が共同で実施する企業見学（特別支援学級生徒、保護者及び自立支援協議会が主催）</li> <li>・ 企業による積極的な障害者研修生の受け入れ及び採用</li> </ul>
<b>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

<b>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</b>
福崎町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。(残りの負担について、福崎町及び姫路市で利用割合等に応じて負担する)
<b>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</b>
福崎町地域公共交通活性化協議会
<b>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法</b> <b>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年の収支率及び利用数の確認及び協議会での検証</li> <li>・ 継続的なMMの実施</li> </ul>
<b>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</b> <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
<b>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧</b> <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
<b>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</b> <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
<b>11. 外客来訪促進計画との整合性</b> <b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b>
※該当なし
<b>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</b> <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
<b>13. 車両の取得に係る目的・必要性</b> <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし

<b>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果</b> <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
(1) 事業の目標	※該当なし
(2) 事業の効果	※該当なし
<b>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
※該当なし	
<b>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）</b> <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
※該当なし	
<b>17. 協議会の開催状況と主な議論</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年6月13日 ふくひめ号運行社会実験について説明</li> <li>・ 令和元年7月19日 ふくひめ号運行社会実験実施について協議・承認</li> <li>・ 令和元年10月15日 ふくひめ号運行社会実験アンケート案について報告</li> <li>・ 令和2年1月30日 ふくひめ号運行再編等について協議・承認</li> <li>・ 令和2年6月29日 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議・承認</li> </ul>	
<b>18. 利用者等の意見の反映状況</b>	
福崎町地域公共交通活性化協議会の構成員として、住民及び利用者代表の参画を得ている。	
<b>19. 協議会メンバーの構成員</b>	
福崎町地域公共交通活性化協議会委員名簿を添付	

**【本計画に関する担当者・連絡先】**

(住 所) 兵庫県神崎郡福崎町南田原 3116-1  
(所 属) 福崎町まちづくり課  
(氏 名) 澤田 和也  
(電 話) 0790-22-0560  
(e-mail) machi@town.fukusaki.lg.jp



表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダー系統)

令和3年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策
福崎町	神崎交通(株)	(1)	駅前(交通広場)	高橋(管舎下)	JR溝口駅前	往 8.4km 復 8.4km	149日	288回		①	補助対象地域間幹線系統である神姫ハスの姫路～福崎線(江新回地経田)と福崎駅前で接続	①
		(2)	文化センター	JR溝口駅前	文化センター	往 32.1km 復 km	149日	745回		①	補助対象地域間幹線系統である神姫ハスの姫路～福崎線(江新回地経田)と福崎駅前で接続	①
		(3)				往 km 復 km	日	回				
		(4)				往 km 復 km	日	回				
		(5)				往 km 復 km	日	回				

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
福崎町	神崎交通(株)	(1)	姫路市連携① (通勤便A)	駅前(交 通広場)	高橋(官 舎下)	JR溝口 駅前	往 8.4km 復 8.4km	294日	588回		①	補助対象地域間幹線系統 である神姫バスの姫路～ 福崎線(江飼回地経由)と 福崎駅前で接続	③
		(2)	姫路市連携③ (連携便)	文化 センター	JR溝口 駅前	文化 センター	往 32.1km 復 km	294日	1470回		①	補助対象地域間幹線系統 である神姫バスの姫路～ 福崎線(江飼回地経由)と 福崎駅前で接続	③
		(3)					往 km 復 km	日	回				
		(4)					往 km 復 km	日	回				
		(5)					往 km 復 km	日	回				

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらからの欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線不定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内ファイダー系統）

令和5年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
福崎町	神崎交通(株)	(1)	姫路市連携① (通勤便A)	駅前(交 通広場)	高橋(官 舎下)	JR溝口 駅前	往 8.4km 復 8.4km	294日	588回		①	補助対象地域間幹線系統 である神姫バスの姫路～ 福崎線(江飼回地経由)と 福崎駅前で接続	③
		(2)	姫路市連携③ (連携便)	文化 センター	JR溝口 駅前	文化 センター	往 32.1km 復 km	294日	1470回		①	補助対象地域間幹線系統 である神姫バスの姫路～ 福崎線(江飼回地経由)と 福崎駅前で接続	③
		(3)					往 km 復 km	日	回				
		(4)					往 km 復 km	日	回				
		(5)					往 km 復 km	日	回				

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらからの欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。